

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

○自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	一	(自然保護課)
告示		
○救急医療機関の認定	一	(医療政策課)
○農用地利用配分計画の認可	一	(農業振興課)
○保安林の指定施業要件の変更の予定	二	(森林整備課)
○道路の区域変更	二	(道路課)
○道路の供用開始	二	(同)
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	三	(防災砂防課)
○土砂災害警戒区域の指定	三	(同)
公告		
○特定開発行為に関する対策工事等の完了	三	(防災砂防課)
選挙管理委員会		
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)	三	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))	三	
公安委員会		
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施	四	
宮城海区漁業調整委員会		
○仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限	六	

## 規則

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第百二号

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

自然環境保全条例施行規則(昭和五十年宮城県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号オ及びク中「これ」を「これら」に改め、同条第十二号ロ中「第十七条第一項」を

「第二十一条第一項」に改める。

第十八条第六号イ中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

## 告示

○宮城県告示第九百十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

令和二年十一月二十七日

宮城県知事 村井嘉浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
JR仙台病院	仙台市青葉区五橋一丁目一番五号	令和二年十一月二十五日	令和五年十一月二十四日

○宮城県告示第九百十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、

農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年十一月二十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

令和二年十一月二十七日

○宮城県告示第九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名取市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名取市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名取市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 泊崎半島線

三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	一七・二 一九・五	一〇・六
	後	一六・五 一六・九	一〇・六

本吉郡南三陸町歌津字大沼二〇番九地先 から 同郡同町歌津字大沼二〇番九地先まで	後	一六・五 一六・九	一〇・六
	前	一七・二 一九・五	一〇・六

○宮城県告示第九百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字大沼無番地先から同郡同町歌津字小沼無番地先まで	令和二年十二月一日

○宮城県告示第九百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成二十五年十一月八日宮城県告示第九百二十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同法第七条第六項において準用する同条第四項及び第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和二年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
八木山南二丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区八木山南二丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃	縦覧場所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

公 告

○次の特定開発行為に関する対策工事が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第三項の規定により公告する。  
令和二年十一月二十七日

一 開発区域

仙台市太白区八木山南二丁目一番一号、金剛沢三丁目六十一番二号、六十五番一号

面積 三万九千五百七十五・五七平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

仙台市宮城野区榴岡五丁目十二番五十五号

株式会社みつば 代表取締役 小松 勝男

選挙管理委員会

○宮選管告示第九百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成三十年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊二のとおり公表する。  
令和二年十一月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

○宮選管告示第九百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成三十一年分（令和元年分）収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、

八木山南二丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区八木山南二丁目（次の図のとおり）	項に関する事	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
---------	---------	------------------------	--------	-------------------------

その要旨を別冊三のとおり公表する。

令和二年十一月二十七日

宮城県警察学校校長 川 章太郎  
委員長 田 川 章太郎

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第154号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和二年11月27日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

#### 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

##### (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

##### (2) 実施期間

令和3年1月20日（水）から1月29日（金）までの土、日曜日を除く8日間

講習区分	実施日								計
	20日 (水)	21日 (木)	22日 (金)	25日 (月)	26日 (火)	27日 (水)	28日 (木)	29日 (金)	
新規取得講習	3号	○	○	○	○	○	○	○	7日間
	4号	○	○	○	○	○	○	○	6日間
追加取得講習	3号			○	○	○	○		3日間
	4号					○	○		2日間

※ ○は講習実施日

##### (3) 講習時間

#### ア 新規取得講習（3号警備業務）

1月20日から同月26日までの土、日曜日を除く5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月28日は午前9時30分から午後0時20分までとし、同月29日は午前9時20分から修了考

査を実施する。

#### イ 新規取得講習（4号警備業務）

1月20日から同月22日及び27日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月28日は午前9時30分から午後3時50分までとし、同月29日は午前9時20分から修了考査を実施する。

#### ウ 追加取得講習（3号警備業務）

1月25日及び26日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月28日は午後4時から修了考査を実施する。

#### エ 追加取得講習（4号警備業務）

1月27日は午前9時30分から午後4時50分まで、同月28日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了考査を実施する。

#### 2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

#### 3 受付人員

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、3号警備業務新規・追加取得講習及び4号警備業務新規・追加取得講習あわせて30名程度とする。

#### 4 受講対象者

##### (1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期間第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定期間第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期間」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

イ 検定期間第5号。以下「旧検定期間」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

報 告 書

<p>オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者</p> <p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申請受付日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～オのいずれかに該当する者</p> <p>5 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話</p> <p>宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。</p> <p>なお、電話での受付は1回につき1人とする。</p> <p>(2) 受付期間</p> <p>令和2年12月14日（月）から同月18日（金）までの5日間（12月14日から同月17日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）</p> <p>なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>6 受講手続</p> <p>事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>令和2年12月21日（月）から同月25日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申込書の提出先</p> <p>事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。</p> <p>なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通</p> <p>(ア) 前記4-(1)～アに該当する者</p>	<p>最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 前記4-(1)～イに該当する者</p> <p>1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記4-(1)～ウに該当する者</p> <p>2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 前記4-(1)～エに該当する者</p> <p>旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記4-(1)～オに該当する者</p> <p>旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者には3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者には3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p> <p>7 講習の委託先</p> <p>仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>生活安全企画課 （電話番号022-221-7171 内線3054、3055）</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 講習については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。</p> <p>(2) 受講に当たっては、感染症等予防対策（マスクの着用、会場入場前の手洗い等）を行うこと。</p> <p>(3) 講習の休憩時間等に他の受講者との不要な接触は控えること。</p> <p>(4) 講習日初日から起算して2週間前に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域への渡航歴、移動歴のある者の受講は認めない。</p>
---	---

(5) 発熱者や体調不良者等については、受診を認めない。

### 宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

令和二年十一月二十七日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

#### 一 制限期間

令和二年十二月一日から令和三年四月三十日まで

#### 二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分
	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分

#### 仙台湾D区域

- 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分
- 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分
- 点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二一分